

(午前10時7分開議)

1. 6月24日(第6日目)

(午前10時46分散会)

2. 出席議員(17名)

1. 番 伊 保 清 安	3. 番 石 川 真 大
4. 番 渡 名 喜 庸 仁	5. 番 宮 里 敏 行
7. 番 比 嘉 盛 栄	8. 番 又 吉 正 弘
9. 番 棚 原 憲 信	10. 番 稻 嶺 正 康
11. 番 安 次 富 盛 信	13. 番 知 名 朝 司
15. 番 仲 村 春 仁	16. 番 武 島 行 男
17. 番 佐 喜 真 弘	18. 番 比 嘉 義 定
20. 番 伊 佐 徳 次郎	21. 番 仲 村 盛 光
22. 番 古 波 藏 清 次郎	

3. 欠席議員(3名)

12. 番 大 川 昇	14. 番 崎 間 正 算
19. 番 宮 城 盛 昌	

4. 議事説明員

市 長 崎 間 健一郎	助 役 沢 山 安 一
総務課長 多和田 真 一	都市課長 兼 村 憲 昌
建設課長 高 宮 城 昇	

5. 議会議務局職員出席者

局 長 末 吉 健 男	議事課長 島 繁 真 由
書記 比 嘉 定 治	書記 仲 村 春 夫

6. 議事日程(第6号)

日程第1. 議案第20号 予算の繰越に付いて.

議長

只今より第77回宜野湾市定例会
(第6日目)の本会議を開きます。(10:7)

議長

本日の日程は第6号のとおりで
あります。そのように進めてまいります。

議長

日程の第1.議案第32号 予算の繰
越についてを議題といたします。

議長

暫く休憩いたします。(10:7)
再開いたします。(10:8)

議長

本案に対する理事者の趣旨、説
明を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。1970年度
の予算の下記の費用がどうしても
年度中に執行出来ませんので、予算
繰越をいたすために提案してござ
います。役所費の施設費で25万
円、これは現在、庁舎の増築中
でござりますけれども、この増築
に伴います。電話施設の移動経費

でござります。現在、那覇市の沖縄電信通信株式会社と契約は締結してござりますけれども、庁舎の増築進捗状況によってしか、工事が出来ませんので、この分は6月30日までは、どうしても執行出来ませんので、71年度に繰越したい訳でござります。それと工事請負費がまだ基礎工事だけしか出来ておりませんので、18,606,000ドルその分は、来年度に繰越して使用したいと思っております。それから市内のアスファルト乳剤舗装工事の81,928,000ドル、これは次の経費で5,000,000ドル別にかいてござりますけれども、実際はこの中には12線は既に工事は完了しておりますけれども、一括契約のために、10パーセント保留した分がござりますので、こういうふうな金額になってある訳でござります。以上簡単に御説明いたしまして皆さん方の御質疑にお答えしたいと思っております。

議長

本案に対する質疑を許します。

8番

土木費の繰越についてお伺い致します。本予算の場合は、市単独

の事業だと思っております。そういう意味で何故、繰越にしなければならなかったか。そういう点を御説明願いたいと思っております。工事請負業者の工事期間の遅れであるか。どうか。そのへんはどうなっているか。又、契約そのものが、予算面の繰越で契約されておるのか。どうか。

建設課長

お答え申し上げます。予算繰越した原因はアスファルトする業者が少ないうことと、そして設計の方から一寸遅れたということと、契約の年度が次年度にそういう工期がまたかったと言ふこともありま。

8番

契約が次年度にまたかった訳ですか。

建設課長

契約は100パーセント終って工事期間がでるね。

8番

だから、契約の中に工事期間が次年度にもふこされて契約されておるのか。どうか。

建設課長

そう言うおれにな、てあります。

8番、

今さっきの御説明によりまして一括契約なっております。

建設課長

そうです。一括契約と申しますと、繰越予算資料によるとこのとおりですね。上から7番目の2,505、一ドルの箇所かですね。47号線、50号線、51号線、52号線これは一括業者と一括契約しております。その欄にまとめてあります。

8番、

契約期間内に十分出来そうですか。

建設課長

はい、これは一括業者ともそういう念を押して契約しております。

5番、

関連して、非常に大切なことだと思っております。堀り下りなさいは、予算案ある予算だ、と言うふうに覚えてあるんじゃないか、かと思っております。年度内消化と

言うのか。一番大切なことだと思いますけれども、又今、質疑応答がございまして、どうして土木費が次年度に繰越しなくちゃならぬか、た大きな理由と言うのは、まだ聞いておりません。これは年度当初、年度以前において計画して始めて議会は予算を議決する訳でございします、と言うことは年度はじまる以前にそれなりの計画がなされる。今、工事請負契約期間の問題は結局は相手方業者との合意に基づく契約でなむでございしますけれども、それ以前にそういうふうな措置が出来なかった根本的な問題がうすれてくるような感がある。そういった面について、

建設課長

お答え申し上げます。この予算が12月と3月の追加更正でやされたものですから、その期間内に完成する努力をしたんですけれど、一応設計としまして天気の関係でどうしても年度内に消化することは出来ませんでした。

5番

12月、3月と言うのか、ございしますけれども、3月はともかくとして12月に計画されたものの予算繰越の対象になっておる箇所がございしますか。

建設課長

調べてからお答えします。

議長

暫く休憩いたします。(10=18)

再開いたします。(10=29)

建設課長

この件については、一応資料はまとめてはありますけど、路線ごとに何月のあれを分けたかと出来ませんので、明細に分けて報告をしたいと思っております。

5番

あとで報告して下さい。

建設課長

はい。

11番

補助事業あるのは、政府の補助事業なのは、繰越もある程度やねをえたいと、言うふうに私達今日まで認めてまいりましたけれども、単独事業がしかも大量に繰越をすよと言うことは、これは納得がいかない訳でございます。そこで、一応は、さきほどの説明

では、まだ十分理解出来ませんし、不十分の点が多々ございまして、これについての資料をお願いしたいと思います。この契約の内容、契約期間、期限あるいは又、さきほどの業者が中たいためにと言うことかございましてたけいとか、大体、この事業が出来た業者、これについての資料の提出をお願い致します。尚、3月の定例会において、大幅に更正した訳でございませうか。当局も事業であるならば特に土木事業である、しかも年度内に執行しなければならぬと言ったようなことで、なんの異存もなくして認めた訳でございませうけども、これが今の時点で殆んど繰越になると言うことになると、非常に問題だと言うふうに考える訳でありますか。これについて資料の提出、いつまでに提出できますか。

建設課長

明日、提出したいと思います。

議長

暫く休憩いたします。(10:29)

再開いたします。(10:30)

議長

本案については、質疑の段階で継続審議といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、継続審議といたします。

議長

一応、一点だけお諮りをいたします。自治法の117条の8項の規定にちがきまして、議会に義務づけられておりますところの選挙管理委員会の選挙の件でございます。既に管理委員会より満期の書類が出ておりますので、本会期で選挙しなければいかたないようにしております。それで事務局の案として、皆さん方のお手もとにおくばりしてありますところの、方法ではどんなものであるかと考えております。

議長

暫く休憩いたします。(10=29)
再開いたします。(10=30)

議長

本日の日程は全部終了したので、これをもちまして本日の会議は終

ります。尚 明日は午前10時より本会議
を開きますので、よろしくお願ひ致し
ます。(10:46)

閉 議